

市 民 生 活



住 民 事 務
国 民 年 金
山 形 市 斎 場
防 犯 ・ 暴 力 追 放
交 通 安 全 对 策
消 費 者 行 政
計 量 行 政
市 民 相 談
情 報 公 開
個 人 情 報 保 護
国 民 健 康 保 險

住 民 事 務 （市民課）

1 証明書交付事務

証明書等交付数（令和4年3月31日現在）

（単位：通）

種別 \ 年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
住民票の写し	118,524 (26,123) <1,044> 《404》	119,937 (26,286) <1,811> 《219》	113,694 (26,231) <2,549>	112,359 (26,368) <5,301>	107,158 (22,780) <10,369>
戸籍の附票	12,361 (537) <14>	12,592 (558) <35>	13,525 (548) <42>	13,213 (435) <81>	13,076 (473) <198>
住民票記載事項証明	2,413	2,338	2,118	1,943	2,145
戸籍全部事項証明書	35,011 (5,395) <75>	35,533 (5,484) <144>	36,510 (6,094) <208>	34,452 (5,468) <445>	32,423 (4,979) <888>
戸籍個人事項証明書	10,172 (3,545) <64>	10,016 (3,527) <88>	9,509 (3,437) <115>	8,682 (2,115) <218>	6,792 (1,679) <555>
除籍謄抄本	34,850 (1,968)	37,093 (1,806)	38,290 (2,099)	37,218 (1,963)	39,985 (1,890)
戸籍記載事項証明	833	838	992	702	798
印鑑登録証明	70,855 (21,656) <835> 《606》	70,601 (21,854) <1,389> 《331》	68,150 (21,599) <1,991>	65,720 (20,482) <3,694>	59,596 (17,546) <7,129>
その他の証明	4,413	4,074	4,312	3,821	4,109
臨時運行の許可	1,161	1,037	970	969	875
商品標識の許可	39	42	39	41	41
合 計	290,632 (59,224) <2,032> 《1,010》	294,101 (59,515) <3,467> 《550》	288,109 (60,008) <4,905>	279,120 (56,831) <9,739>	266,998 (49,347) <19,139>

※（ ）書きは即日交付（4コミュニティセンター・証明コーナー）分、

< > 書きはコンビニ交付分、《 》書きは自動交付機分（平成30年12月28日をもってサービス終了）

広域交付住民票はその他の証明に含む。

(1) 諸証明書の交付時間の延長

諸証明書（住民票の写し、戸籍謄・抄本、印鑑登録証明書、年金現況届、住民票記載事項証明書）の交付時間を午後6時まで延長している。（さらに、3～4月の繁忙期は午後7時まで延長）

(2) コミュニティセンターにおける諸証明書の即日交付

滝山・金井・南沼原・千歳の4コミュニティセンターにおいて、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本の即日交付を行っている。

(3) 霞城セントラル「市民課証明コーナー」

霞城セントラルビル内に市民課証明コーナーを設置し、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本の即時交付を平日の午前9時から午後6時までに行っている。

(4) マイナンバーカード利用による証明書のコンビニ交付

平成28年10月3日から、マイナンバーカード利用による全国のコンビニエンスストアでの住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票の写しの交付を開始した。自動交付機による諸証明書の交付については、平成30年12月28日をもってサービスを終了した。

(5) 「広告付き窓口案内表示システム」の運用

平成30年6月25日から、各種届出受付用の発券機等の更新に併せて、広告や市政情報等を表示するモニターを導入。待ち時間の快適化等とともに、広告収入による市の経費削減及び新たな財源確保を開始した。また、窓口や待合の混雑軽減を図るため、令和2年9月からインターネットで呼出番号や待ち人数が確認できる待合状況公開システムを追加した。

(6) 市民課窓口でのキャッシュレス決済

令和3年10月1日から、クレジットカード・電子マネー・コード決済が利用できる決済端末を市民課会計窓口を導入し、キャッシュレス決済を開始した。



2 住民登録及び戸籍事務等

各種届出取扱件数（令和4年3月31日現在）

世帯数 104,791世帯 人口240,990人（うち外国人住民 1,337人） 本籍数 99,862戸籍 本籍人口 240,480人
（単位：件）

種別		年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
住民登録	転入		6,356	6,650	6,489	5,982	5,825
	転出		6,241	6,650	6,635	6,050	6,091
	転居		5,328	5,574	5,588	5,354	5,411
印鑑	登録		8,128	8,253	8,019	7,543	7,076
	廃止		8,102	8,261	8,346	7,703	7,490
戸籍	出生		2,515	2,407	2,232	2,152	2,115
	死亡		3,159	3,296	3,274	3,287	3,377
	婚姻		2,257	2,296	2,415	2,025	1,958
	離婚		532	512	501	449	446
	転籍		959	1,005	1,033	894	884
	認知		28	15	35	17	21
	養子縁組		195	196	195	200	193
	養子離縁		55	63	59	50	73
	入籍		421	384	360	355	370
	分籍		43	40	43	32	26
	その他		479	483	472	451	419
原付自転車標識	交付		1,018	971	1,009	985	1,043
	廃車		1,367	1,388	1,347	1,184	1,134
合計			47,183	48,444	48,052	44,713	43,952

外国人国籍別人口（令和4年4月1日現在）

国籍	人口	国籍	人口	国籍	人口
オーストラリア	8	ハンガリー	1	ペルー	5
ベルギー	1	インド	21	フィリピン	204
ボリビア	1	インドネシア	38	ルーマニア	6
ブラジル	14	アイルランド	5	ロシア	5
ミャンマー	9	ジャマイカ	2	スペイン	1
バングラディシュ	13	朝鮮	16	シンガポール	3
カンボジア	9	韓国	271	タイ	17
カナダ	6	キルギス	2	タンザニア	1
チリ	1	ラオス	3	南アフリカ共和国	3
中国	328	マレーシア	10	英国	16
台湾	26	マリ	1	米国	54
キューバ	1	モンゴル	6	ベトナム	141
ベナン	1	モロッコ	1	サモア	1
エチオピア	1	ネパール	59	ザンビア	1
フィンランド	1	オランダ	1	ジンバブエ	1
フランス	3	ニュージーランド	2	セルビア	3
ドイツ	3	ナイジェリア	2	無国籍	1
ガーナ	1	パキスタン	3	合計	1,336
ギリシャ	1	パラグアイ	1		

(1) マイナンバー制度

「マイナンバー法」が平成27年10月5日に施行され、国民一人ひとりにマイナンバーが通知された。平成28年1月より、申し込みをされた方へのマイナンバーカードの交付を開始した。令和4年3月末現在、交付件数は93,642件（人口比38.4%）。

(2) おくやみ窓口

令和4年6月8日から、死亡に関する様々な手続きをまとめてワンストップで受付する「おくやみ窓口」を開設した。

国 民 年 金（市民課）

国民年金事業は政府管掌であるが、地方自治法による法定受託事務及び国民年金市町村事務処理基準により、事務の一部を市が実施している。

主な事務として、第1号被保険者に係る資格異動・給付裁定・保険料免除申請等の受付と日本年金機構への進達であるほか、協力連携事務として、年金相談及び広報活動を実施している。

1 国民年金被保険者数（令和4年3月31日現在）

区 分	被 保 険 者
第1号被保険者	22,593人
任意加入被保険者	312人
計	22,905人

※山形年金事務所調べ

2 資格異動等窓口受付状況（令和3年度）

種 類	新規(20歳等)	取得(2号から1号被保険者へ)	取得(3号から1号被保険者へ)	転 入	高齢任意加入
受付件数	28件	3,055件	486件	1,066件	32件

種 類	資格喪失	付加・農年加入	付加・農年辞退	資格得喪修正	合 計
受付件数	95件	116件	4件	5件	4,887件



3 年金請求等窓口受付状況（令和3年度）

種 類	老齢基礎年金請求	障害基礎年金請求	遺族基礎年金請求	死亡一時金裁定請求
受付件数	6件	66件	1件	2件

種 類	障害基礎年金未支給請求	障害基礎年金死亡届	寡婦年金請求	合 計
受付件数	1件	1件	0件	77件

4 国民年金保険料免除・学生納付特例申請受付状況（令和3年度）（令和4年3月31日現在）

区 分	一般免除申請 (令和3年7月分保険料から)	学生納付特例
受付件数	657件	509件

*令和2年5月より新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減となる業務の喪失や売り上げの減少などにより収入が相当程度下がった場合は、臨時特例措置として国民年金保険料免除申請が可能となった。令和3年度申請受付状況は15件である。

山 形 市 斎 場（市民課）

1 施設の概要

所在地	山形市寿町8番24号
管理運営	指定管理者 やまがた斎苑管理グループ
竣工年月	昭和59年4月
建物	延面積 1,378.67 m ² 鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階
炉基数	5基（普通炉4基・大型炉1基）
霊柩車	2台 マイクロバス型・ワゴン型（大型炉用棺対応）

2 斎場並びに霊柩車利用状況

（令和3年度実績）

区 分	斎 場 利 用 状 況				霊柩車利用状況
	10歳以上	10歳未満	その他	計	
市 内	2,887	3	213	3,103	211
市 外	277	1	5	283	0
計	3,164	4	218	3,386	211

防 犯 ・ 暴 力 追 放（市民課）

1 山形市防犯活動の推進

山形市防犯推進条例の理念に基づき、市民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図るため活動を行っている。交通安全指導車等(かもしか号)4台に青色回転灯を装着し、下校時に通学路を中心に防犯パトロールを実施。また、年金受給日等での広報啓発活動をはじめ、中心市街地の繁華街である七日町地内に防犯カメラ(2台)を設置し、犯罪の未然防止を推進している。

2 山形市暴力団排除の推進

山形市暴力団排除条例の理念に基づき、暴力団の不当な活動を排除するため活動を行っている。山形市では「公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」を山形警察署と締結しており、契約や補助金申請等に申し出た者が、暴力団や暴力団員に該当するか否かの照会を山形警察署に行い暴力団排除に努めている。

3 犯罪被害者等支援

(1) 山形市犯罪被害者等支援条例の制定

令和4年3月に、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的に、山形市犯罪被害者等支援条例を制定した。

犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、早期回復支援をはじめとした犯罪被害者等の支援に関する事項を定めている。

(2) 見舞金の支給（山形市犯罪被害者等見舞金支給要綱）

- ・遺族見舞金 30万円(傷害見舞金の支給を受けた場合は20万円)
- ・傷害見舞金 10万円

4 DV及びストーカー行為等の被害者保護支援

加害者の、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」「住民票の写しの交付請求」「戸籍の附票の写しの交付請求」等に制限をかけ住所が知られないようにし、被害者の保護を図っている。

5 山形市防犯協会

防犯思想の普及と啓発に努め、明るい地域社会の実現を目指している。現在、28の支部が「自らの地域は自らが守る」ことを念頭に、地域において各種防犯活動を行っている。

6 山形市暴力のない明るい社会をつくる協議会

市民の総意を結集し暴力追放三ない運動+1（プラスワン）（①暴力団を恐れない ②暴力団に金を出さない ③暴力団を利用しない+暴力団と交際しない）の推進により、あらゆる暴力を追放し、市民の安全と秩序の維持及び地域社会の健全な発展に努めている。協議会は、山形市自治推進委員長連絡協議会・山形市防犯協会・山形市青少年育成推進員連絡協議会等110団体で組織している。

交通安全対策（市民課）

1 山形市交通安全活動

各季交通安全県民運動への参加・飲酒運転撲滅・高齢者の交通事故防止などについて、広報やまがたをはじめとした広報啓発活動を実施し、交通安全施策の計画的な推進を図っている。

2 地区（学区）交通安全の推進

関係機関等と緊密に連携し、児童・生徒の交通安全指導及び交通安全思想の啓蒙や、山形市交通指導員を配置し通学等の安全確保を図っている。（令和4年6月1日現在61カ所、61人）

地区（学区）内における交通安全の推進や、交通事故防止の環境整備を目的に組織された地区交通安全団体に対して助成を行っている。（令和3年度 33団体）

3 交通安全教育の推進

現在5人の交通安全専門指導員が、幼児・小・中学生・高齢者等の交通安全教育や指導を行っている。

(1) 幼児に対する交通安全教育

3歳から5歳の幼児及び保護者を対象にした「かもしかクラブ」や、幼稚園・保育園・こども園等において指導を行い、分かりやすく交通安全思想の啓蒙を行っている。

令和4年3月31日現在のクラブ数 48クラブ（幼児2,745人）

令和3年度交通安全教室開催数 270回

(2) 児童・生徒に対する交通安全教育

小中学校等において、各学年に合わせた交通安全教育と正しい歩行、正しい自転車の乗り方等の指導を行い、交通安全思想の啓蒙を図っている。

令和3年度交通安全教室開催数 105回

(3) 高齢者に対する交通安全教育

老人クラブ等で開催する交通安全教室で、交通安全思想の啓蒙の啓発を図っている。

令和3年度交通安全教室開催数 7回

4 山形市交通安全計画及び実施計画

令和3年度に策定した「第11次山形市交通安全計画」（令和3年度～令和8年度）に基づき、8つの柱（交通安全思想の普及徹底・安全運転の確保・道路交通環境の整備・車両の安全性の確保・道路交通秩序の維持・救助救急活動の充実・交通事故被害者等支援の推進・交通事故調査分析の充実）を軸とする実施計画（令和3年度分）を作成し、市・関係機関・団体が講ずべき交通安全の施策を推進している。

5 交通安全推進協議会

家庭・地域・職場等において交通安全思想の啓蒙と、市民の交通安全運動の発展を図るため、昭和57年3月30日に発足した。市・山形警察署・山形地区交通安全協会をはじめとした21の行政機関や交通安全関係団体等で構成されている。



消費者行政（消費生活センター）

「消費者基本法」に基づき、山形市消費生活の安定及び向上に関する条例を平成17年12月に制定し、市民の消費生活の安定と向上を図っている。

また、消費者の保護と自立の支援を消費者施策の両輪として総合的に推進するため、山形市消費者行政に関する基本方針を平成20年1月に定め、具体的な消費者施策を実施している。

なお、消費者及び有職者の意見を施策に反映させるため、山形市消費生活の安定及び向上に関する条例に基づき、消費生活審議会を開催している。

1 消費者意識の啓発・支援の強化及び市民組織との連携

(1) 消費生活センター

消費者の保護及び支援施策を総合的に推進する施設の運営管理及び各種事業を実施した。

○開館日 火曜日から日曜日（祝日、月曜日と祝日が重なる日の翌日、年末年始を除く）

○開館時間 午前8時30分から午後5時15分

(2) 消費者教育・啓発

複雑多様化する消費者問題に市民が対応できるよう、消費生活に関する知識や情報を提供するための事業を実施した。

① 消費生活講座

ア 消費生活出前講座

消費者契約や悪質商法について、公民館、学校、企業等に出向いて講座を開催した。（35講座、計1,248人参加）

イ 暮らしの講座

消費生活に関する正しい情報を提供するため講座を実施した。（2講座、計28人参加）

ウ 知るぼると生活講座

適切な金融知識の普及を図るために、山形県金融広報委員会との共催で講座を実施した。（2講座、計36人参加）

② 消費者啓発協力員による啓発

ア 消費者アドバイザー

山形市消費者アドバイザーを設置し、地域において悪質商法等に関する啓発や、情報の収集・提供を行った。

（令和4年5月1日現在47人）

イ 消費者啓発ボランティア

消費者啓発ボランティアを設置し、「悪質商法に係る情報」を地域において口コミ等できめ細かに提供しよう努めた。（令和4年5月1日現在66人）

ウ 消費者啓発協力員の学習会等

消費者啓発の推進に向けて消費者アドバイザー及び消費者啓発ボランティアを対象に研修会を実施した。（1回、19人参加）また、消費者アドバイザー及び消費者啓発ボランティアへ消費者トラブルに関する啓発本を配布した。

③ パネル展示による啓発

消費生活センター内に啓発パネルを常設展示した。

④ 広報等による啓発

消費者被害が予想され、被害の拡大が懸念される情報を、広報やまがたやホームページに掲載するとともに公民館報等への掲載を依頼した。また、消費生活センター情報として消費者啓発協力員等に啓発チラシを配布した。

⑤ 消費生活メールマガジン等の配信

山形市公式ホームページ及び携帯サイトより登録した一般消費者等に対して、悪質商法の注意喚起情報や消費者事故情報、暮らしの講座等消費生活イベント情報について、随時配信を行った。（計16回配信）また、山形市公式FacebookとLINEによる配信も行った。

⑥ マスメディアによる啓発

ラジオ広報により『「成人年齢の18歳への引き下げ」に伴う、「気を付けてほしい契約トラブル」』について注意喚起をするとともに、消費生活相談窓口（消費生活センター）の紹介を行った。（ラジオ広報1回）

⑦ 啓発資料・物品の配布

チラシ等の啓発資料や啓発用メモ帳等の啓発物品を作成し、各種講座や消費生活センター等で配布した。

⑧ 消費者月間事業

5月の消費者月間において、消費者トラブルの事例と対処法や消費生活団体活動を紹介したパネル展（会場：霞城セントラル1階アトリウム）を開催した。

(3) 消費者団体の育成・支援

- ① 山形市消費者連合会に対して補助金を交付し、組織力を高めるとともに実践活動を支援した。(補助金額250千円)
- ② 消費者団体の自主的な活動を支援するため活動場所の提供等を行うほか、活動報告パネル展の開催を支援した。

2 安全で合理的な消費生活の確保

(1) 消費生活相談

消費生活専門指導相談員1名及び消費生活専門相談員5名が、電話や来所による相談を受け処理した。

相談内訳 (令和3年度)

区 分	件 数	区 分	件 数	区 分	件 数
食料品	139	その他の商品	188	運輸・通信サービス	133
住居品	63	クリーニング	4	教育サービス	4
光熱水品	41	レンタル・リース・賃借	66	教養・娯楽サービス	160
被服品	96	工事・建築・加工	35	保健・福祉サービス	57
保健衛生品	108	修理・補修	39	内職・副業・ねずみ講	20
教養娯楽品	139	管理・保管	0	他の役務	147
車両、乗り物	47	役務一般	33	他の相談	49
土地・建物・設備	42	金融・保険サービス	138	計	1,748

(2) 適正な表示の推進

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づき市内の量販店等に立入検査を実施した。

区 分	検査店舗数	検査品目数	検査点数	不適正表示の件数
家庭用品	5	4	399	0
消費生活用製品	5	4	166	0
電気用品	5	3	63	0



計 量 行 政（消費生活センター）

昭和31年から計量特定市として、計量法及び山形市消費生活の安定及び向上に関する条例第10条の規定に基づき、特定計量器の定期検査、立入検査等を実施している。

1 特定計量器定期検査

取引・証明に使用する特定計量器について、市内を東西に区分して2年に1回の周期で定期検査を実施している。市の指定定期検査機関に検査業務を委託し、令和3年度は西部地区の検査を実施した。

計量器定期検査結果（令和3年度）

区 分	検査戸数	検査個数	不合格数	不合格率(%)
集 合 検 査	152	271	1	0.4
所 在 場 所 検 査	280	896	10	1.1
合 計	432	1,167	11	0.9

2 立 入 検 査

(1) 商品量目立入検査

令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした。

(2) 特定計量器立入検査

燃料油メーターの封印線の着脱及び検定有効期間等、管理状況の検査を実施した。

① 燃料油メーター立入検査結果（令和3年度）

検査事業所	検査台数	不適正台数	不適正率(%)
9	127	0	0

② 証明用電気計器立入検査結果（令和3年度）

検査事業所	検査台数	不適正台数	不適正率(%)
2	31	12	38.7

3 計量意識の啓発

計量制度の普及及び計量意識の向上を目的として啓発事業を実施した。

(1) くらしと計量展

令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため啓発パネル展示のみの実施とした。

○開催場所 霞城セントラル1階アトリウム ○開催日 令和3年10月29日～11月4日

(2) 親子はかり作り教室

令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした。

市 民 相 談（市民相談課）

1 一般相談（毎週月曜日～金曜日）

市政に対する相談（苦情・要望・提言）の処理にあたっては、即決を原則としている。相談の内容によって、即決しにくい専門的判断を要する場合や、複数の分野にまたがる場合は、時間がかかることを了解してもらいながら解決を図り、市民の信頼を得ている。

また、市民の生活上の相談も行っている。

年度	区分	一 般 相 談	市の行政に関する相談
令和元年度		2,188 件	265 件
令和2年度		3,383 件	417 件
令和3年度		2,790 件	347 件

2 行政に関する相談（毎月第3火曜日）

国・県等への意見・要望・提言等についての相談を受けるため、総務省の行政相談委員による相談を行っている。

令和3年度 相談件数 16件

3 人権・困り事相談（毎月第2火曜日）

国民の基本的人権の侵犯の監視救済をし、常に自由人権思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員による人権相談を行っている。

令和3年度 相談件数 1件

4 行政書士相談（毎月第2月曜日）

官公署に提出する書類、その他権利義務・事実証明に関する書類等の作成とその手続きについて相談を行っている。

令和3年度 相談件数 25件

5 登記手続相談（毎月第3水曜日）

法務局に提出する財産相続、売買、贈与等に関する登記書類の作成と、その手続き、土地全般に関する相談を受けるため、司法書士による相談を行っている。

令和3年度 相談件数 71件

6 土地境界に関する相談（毎月第2木曜日）

土地の境界問題等に関する相談に対応するため、土地家屋調査士による相談を行っている。

令和3年度 相談件数 14件



情 報 公 開（市民相談課）

山形市では、市政への市民参加の促進と信頼の確保、さらには公正かつ民主的な開かれた市政の実現を目的として情報公開条例を制定し、市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・上下水道事業管理者・病院事業管理者・消防長・議会を実施機関として、平成10年7月1日から実施している。

1 行政文書の公開

(1) 公開の対象となる行政文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録で、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。ただし、次のものを除く。

- ① 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設で閲覧等の方法により情報が提供されているもの
- ② 歴史的、文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(2) 請求権者

住所、国籍、年齢の区分なく、何人でも行政文書の公開を請求することができる。

(3) 公開・非公開の決定

実施機関は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内に公開するかどうかの決定を行う。やむを得ない理由により14日以内に決定をすることができないときは、決定期間を延長する場合がある。

(4) 非公開情報

行政文書は、原則公開であるが、個人・法人の権利利益や公共の利益など、一定の合理的理由に基づいて保護する必要がある次のような情報は非公開となることがある。

- ① 法令秘情報
- ② 個人情報
- ③ 法人等事業活動情報
- ④ 審議、検討、協議情報
- ⑤ 事務事業執行情報
- ⑥ 公共の安全秩序維持情報

区分 年度	請 求	公 開	部分公開	非公開	取り下げ
令和元年度	1,142 件	1,097 件	31 件	7 件	7 件
令和2年度	1,111 件	1,082 件	15 件	12 件	2 件
令和3年度	1,267 件	1,177 件	68 件	12 件	10 件

(5) 費用の負担

公開を請求した者が写しの交付により行政文書の公開を受けようとするときは、写しの作成及び送付に要する費用を負担する。

（令和3年度）

2 審議会等の会議の公開

(1) 公開の対象となる会議

① 附属機関の会議

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された審議会等の会議

② 附属機関に類するものの会議

要綱等により市民、学識経験者など本市の職員以外の者で構成され、本市の事務について意見の聴取等を行うため、実施機関のもとに置かれた懇話会、懇談会等の会議

(2) 公開の方法

会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する市民等に、傍聴を認めることにより行う。

(3) 会議の公開・非公開の決定等

会議は原則公開であるが、次に掲げる非公開とする基準に該当するかどうかを、審議会等の長が当該会議に諮って公開・非公開の決定を行う。

- ① 会議での審議内容が、上記行政文書の公開において掲げた6項目の非公開情報に該当すると認められるとき
- ② 会議を公開することにより、審議の妨害や委員に対する圧力等で公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的を達成できなくなることが予測されるとき

決定区分	開催した 会 議	傍聴が あった会 議	傍聴者数
公開とした会議	44 件	12 件	21 人
部分公開とした会議	2 件	—	—
非公開とした会議	153 件	—	—

個人情報保護（市民相談課）

山形市では、市民の基本的な人権の擁護及び公正かつ民主的な市政の推進を目的として個人情報保護条例を制定し、市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・上下水道事業管理者・病院事業管理者・消防長・議会を実施機関として、平成13年4月1日から実施している。

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日など特定の個人を識別できるもの及び個人識別符号（指紋データ、旅券番号など）をいう。

1 市が保有している個人情報の適切な取扱い等

(1) 取扱いの制限

要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴など）について、原則として収集や利用提供などの取扱いを禁止する。

(2) 収集の制限

個人情報を収集するときは、事務の目的を明らかにし、その目的に必要な範囲内で原則として本人から収集する。

(3) 利用・提供の制限

事務の目的の範囲を超えて個人情報を内部で利用し、又は外部に提供することを原則として禁止する。

(4) 適正な管理

事務の目的を達成するために必要な範囲内で個人情報の正確性を保ち、漏えい、改ざん、滅失等のないよう管理する。

2 自己情報の開示請求権等

(1) 開示請求権

市が保有している個人情報について、本人がその開示を求めることができる。

(2) 訂正請求権

開示を受けた個人情報に、事実の誤りがあるときは、その訂正を求めることができる。

(3) 利用停止請求権

開示等の決定を受けた個人情報が、条例の規定に反して取り扱われているときは、その利用停止を求めることができる。

(4) 開示等をするかどうかの決定

開示請求の場合は請求があつた日の翌日から起算して14日以内に、訂正請求、利用停止請求の場合は請求があつた日の翌日から起算して30日以内に開示、訂正、利用停止を行うかどうかの決定を行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長する場合がある。

(5) 非開示情報

請求があつた個人情報は、原則開示となるが、個人・法人の権利利益や公共の利益など、一定の合理的理由に基づいて保護する必要がある次のような情報は、非開示となることがある。

- ① 法令秘情報
- ② 第三者情報
- ③ 評価、診断等情報
- ④ 審議、検討、協議情報
- ⑤ 事務事業執行情報
- ⑥ 公共の安全秩序維持情報

(6) 費用の負担

開示を請求した者が写しの交付により個人情報の開示を受けようとするときは、写しの交付及び送付に要する費用を負担する。

開示請求の状況

区分 年度	請 求	開 示	部分開示	非開示	取り下げ
令和元年度	16 件	9 件	1 件	6 件	—
令和2年度	6 件	3 件	2 件	1 件	—
令和3年度	13 件	2 件	8 件	3 件	—



国民健康保険（国民健康保険課）

1 国民健康保険事業

(1) 加入状況（令和3年度決算）

（令和4年3月末現在）

全 市		国民健康保険		加入率(%)
世帯数	人口	世帯数	被保険者数	
世帯 104,791	人 240,990	世帯 28,015	人 42,679	世帯数 26.73
				被保険者数 17.71

(2) 給付内容

① 療養の給付

区 分	給付割合
未就学児	8割
未就学児及び70歳以上以外	7割
70歳以上	8割
70歳以上（一定以上所得者）	7割

② 出産育児一時金 1件 420,000円 ※産科医療補償制度加入の場合

③ 葬祭費 1件 50,000円

(3) 給付実績（令和3年度）

区 分	件数	費用額	保険者負担分	一件当り費用額	年間平均被保険者数
療養給付 一般	867,435	18,677,559,377	13,746,568,414	21,532	一般
退職	3	380,280	265,919	126,760	43,763
療養費等 一般	12,425	122,742,664	90,534,268	9,879	退職
退職	-	-	-	-	-
高額療養費 一般	32,642		1,991,711,927	61,017	全体
退職	1		64,629	-	43,763
出産育児一時金	84		36,057,064	※420,000	
葬祭費	291		14,550,000	50,000	
傷病手当金	3		104,623		

(4) 令和4年度の給付費予算（当初）

① 療養給付費

区 分	保険者負担分	一人当り給付費	被保険者数
一般被保険者	千円 13,917,892	円 320,851	人 43,378

② 療養費

区 分	保険者負担分	一人当り給付費	被保険者数
一般被保険者	千円 95,839	円 2,209	人 43,378

③ その他の給付

区分	出産育児一時金			葬祭費			傷病手当金		
	支給額	件数	金額	支給額	件数	金額	支給額	件数	金額
予算	円 420,000	件 90	千円 37,800	円 50,000	件 310	千円 15,500	円 -	件 5	千円 158

(5) 国民健康保険税（現年課税分）

区 分	収 納 額	調定見込額	一世帯当たり調定見込額		一人当たり調定見込額	
			金 額	前年度比	金 額	前年度比
	千円	千円	円	%	円	%
令和3年度当初予算	4,172,990	4,535,278				
" (医療分)	3,014,916	3,267,142	158,582	94.64	103,713	95.31
" (支援金分)	894,276	969,620				
" (介護分)	263,798	298,516				
令和3年度決算見込	4,385,261	4,714,151				
" (医療分)	3,170,525	3,396,688	165,160	99.21	107,720	99.90
" (支援金分)	946,206	1,014,874				
" (介護分)	268,530	302,589				
令和4年度当初予算	4,294,552	4,649,326				
" (医療分)	3,107,693	3,354,597	163,450	103.07	107,182	103.34
" (支援金分)	925,256	999,632				
" (介護分)	261,603	295,097				



(6) 税率等

① 医療分（令和4年度改正）

区 分	変 更 前	変 更 後	
	税 率 等	税 率 等	備 考
所 得 割 額	9.42%	9.42%	令和4年度分 以降
被保険者均等割額	22,800円	22,800円	
世帯別平等割額	26,700円	26,700円	
課 税 限 度 額	630,000円	650,000円	

② 後期高齢者支援金分（令和4年度改正）

区 分	変 更 前	変 更 後	
	税 率 等	税 率 等	備 考
所 得 割 額	2.79%	2.79%	令和4年度分 以降
被保険者均等割額	6,700円	6,700円	
世帯別平等割額	8,400円	8,400円	
課 税 限 度 額	190,000円	200,000円	

③ 介護分（令和2年度改正）

区 分	変 更 前	変 更 後	
	税 率 等	税 率 等	備 考
所 得 割 額	2.08%	2.08%	令和2年度分 以降
被保険者均等割額	13,600円	13,600円	
課 税 限 度 額	160,000円	170,000円	

(7) 事業経営の状況

(単位：円)

年 度	決 算 額			一般会計からの繰入金
	歳 入	歳 出	収 支 差 引	
平成 4	11,754,949,127	11,133,156,566	621,792,561	414,613,980
5	11,966,553,603	11,332,749,377	633,804,226	480,502,500
6	12,944,302,119	12,046,036,602	898,265,517	546,300,720
7	13,443,079,708	12,689,582,348	753,497,360	544,714,000
8	13,846,317,682	12,965,912,265	880,405,417	560,612,060
9	13,727,144,504	12,931,116,192	796,028,312	572,240,120
10	14,108,215,020	13,354,265,479	753,949,541	584,676,860
11	15,008,066,048	14,614,149,944	393,916,104	598,310,640
12	15,497,582,746	15,261,873,672	235,709,074	646,775,160
13	16,279,838,791	16,269,374,160	10,464,631	681,775,000
14	16,280,809,191	16,270,989,020	9,820,171	673,078,200
15	18,163,948,957	17,894,753,835	269,195,122	1,202,136,690
16	18,919,760,859	18,497,929,696	421,831,163	1,175,954,946
17	19,855,815,572	19,518,850,640	336,964,932	1,261,499,000
18	20,707,576,864	20,573,981,846	133,595,018	1,170,907,000
19	22,625,808,688	22,615,133,554	10,675,134	1,348,189,000
20	22,141,191,230	21,521,813,329	619,377,901	1,116,049,630
21	22,434,236,676	22,047,470,605	386,766,071	1,124,748,356
22	23,528,613,428	22,791,930,570	736,682,858	1,775,887,042
23	24,705,366,963	23,408,522,918	1,296,844,045	1,762,875,624
24	25,869,824,871	24,949,486,023	920,338,848	1,761,501,405
25	24,900,337,786	24,391,636,948	508,700,838	1,268,574,705
26	24,680,822,972	23,728,627,570	952,195,402	1,255,722,611
27	27,728,742,531	27,688,936,129	39,806,402	1,523,059,463
28	27,268,155,188	26,695,120,231	573,034,957	1,557,724,588
29	27,086,480,596	26,135,677,386	950,803,210	1,676,725,851
30	23,393,553,572	23,107,268,083	286,285,489	1,557,583,093
元	23,062,029,040	22,803,883,328	258,145,712	1,464,676,980
令和 2	22,343,007,579	21,721,258,368	621,749,211	1,552,306,601
3	23,490,934,791	22,833,077,124	657,857,667	1,496,099,878

(8) データヘルス計画に基づく保健事業（令和4年度）

データヘルス計画に基づき、以下の保健事業を実施し、国民健康保険加入者の健康寿命の延伸を図る。

- ① 特定健診受診促進事業
- ② 特定保健指導利用促進事業
- ③ 要治療者に対する受診勧奨事業
- ④ 糖尿病等重症化予防事業
- ⑤ 健康講座等による生活習慣病予防の普及啓発事業
- ⑥ 重複頻回受診者対策事業
- ⑦ ジェネリック医薬品普及促進事業

2 後期高齢者医療

(1) 加入状況（令和4年3月31日現在）

県全体加入者数	山形市加入者数	加入率
190,444 人	38,637 人	20.3 %

(2) 保険料徴収額（令和3年度）

現年度分		滞納繰越分	合計
特別徴収保険料	普通徴収保険料		
1,788,913,400 円	931,552,980 円	11,250,170 円	2,731,716,550 円

(3) 後期高齢者医療広域連合納付金（令和3年度）

保険料等負担金	事務費負担金	合計
3,251,479,926 円	118,692,663 円	3,370,172,589 円

